

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部改正（第一条関係）

一 その使用を開始しようとするときに、廃止措置実施方針を作成し、公表しなければならない核燃料物質を定めること。

二 その他関係規定について所要の整備を行うこと。

第二 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令の一部改正（第五条関係）

東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律において追加された廃止措置実施方針に係る規定の特例について定めること。

第三 その他関係政令について、所要の整備を行うこと。（第二条から第四条関係）

第四 この政令は、改正法の一部の施行の日（平成三十年十月一日）から施行するものとする。 （附則関係）